

令和6年度第1回和歌山県最低賃金専門部会

議事録

開催日時 開催場所	令和6年7月26日(金) 和歌山労働総合庁舎6階会議室	19時00分から 19時51分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数3名 定数3名 定数3名	出席3名 出席3名 出席3名

○事務局（谷本）

ただ今から第1回和歌山県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は第1回目の会議ですので、部会長が選出されるまで事務局で議事を行います。

まず初めに委員の御紹介ですが、全員が審議会委員からの選出ですので、お手元の資料1の専門部会委員名簿とお席の名札を御参照いただくことで紹介とさせていただきます。

委員の出席状況と会議の成立状況について報告をいたします。委員9名中、公益代表委員3名、労働者側委員3名、使用者側委員3名に御出席をいただいております。

したがいまして、最低賃金審議会令第6条第6項において準用する第5条第2項の規定による定足数である、各代表の3分の1以上又は全体の3分の2以上を満たしており、本部会が成立していることを報告いたします。

次に、本会議は公開審議としておりますが、7月11日付けで傍聴公示を行いました。傍聴希望者はございませんでした。

それでは開会に先立ちまして、まずは専門部会の審議事項を確認いたします。

専門部会で最低限審議決定をする必要のある事項につきましては、1、最低賃金額、2、当該最低賃金において算入しないことを定める賃金の範囲、3、効力発生の日の3項目でございます。結審しましたら、専門部会から審議会本審に対する報告書を作成していただきます。

参考までに資料6を御覧いただいたらと思うんですが、昨年度の報告書をお配りしておりますので御参照ください。昨年度の報告の別紙1を御覧いただきますと、改正決定で記載する項目のうち、1から3、適用する地域、使用者、労働者についてはあらかじめ最低賃金法で定まったものです。

4番が審議の中心となる改定後の金額で、最低賃金法第3条に基づき時間額を定めます。

5番目のこの最低賃金において賃金に算入しないものは、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当となっておりますが、これは中央最低賃金審議会で示された考

えに基づくもので、全国全て同様となっておりますので、通常、具体的に審議していただく必要はございません。

6番目は効力発生日で、最低賃金法では公示から30日後が効力発生となりますが、それ以降の具体的な日を定めることも可能です。具体的な日を定める必要がない場合は通常法定どおりとしていただきますが、日を指定する場合には具体的な年月日を記載します。

その他、最低賃金は生活保護施策との整合性についても確認することとなっておりますので、別紙2として最低賃金と生活保護との比較についての報告も付記されております。これについては中央最低賃金審議会の平成20年度目安答申で示された公益委員見解に基づく算出方法により記載しております。

これらの文面は、専門部会の決定に基づいて事務局が案を作成して、委員の御承認を得て、施行する流れとなっております。

そして、全会一致の結審の場合は、第1回本審での議決により専門部会での決議が審議会での決議となります。併せて審議会会長名による労働局長宛ての答申書も作成し、御確認いただくこととなります。

以上の内容、流れになりますが、よろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○事務局（谷本）

それでは、専門部会の第1回目の会議に当たりまして、労働基準部長の佐々木からごあいさつを申し上げます。

〈部長あいさつ〉

○事務局（谷本）

議題に入る前に、本日配付しております資料について簡単に御説明をいたします。

まず資料1は、専門部会の委員名簿です。

資料2は、専門部会の運営規程でございます。

資料3は、最低賃金と生活保護費との比較データでございます。後ほど改めて御説明をいたします。

資料4は、昨年度、令和5年6月実施の最低賃金に関する基礎調査の結果から、昨年の改定前の889円の未満率と改定後の929円の影響率について、業種と規模ごとにまとめた一覧表となっております。昨年の改定によってどの業種が影響を受けたのか確認いただけるかと思えます。

資料5は、中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金、助成金

の和歌山県の実績でございます。

資料6は、先ほど御覧いただいた昨年度の部会報告書でございます。

加えまして、先ほど本審でお示しさせていただきました、本審の資料6の和歌山県最低賃金に関する実態調査の結果報告書につきましても、金額審議の際にも参考としていただける資料でございますので、簡単に御説明をさせていただきます。

当調査資料は、最低賃金審議会の資料とするために全国同じ調査を行っておりまして、対象は99人以下の製造業、情報通信業と29人以下の卸売・小売業、飲食サービス業、宿泊業、医療・福祉及びその他のサービス業となっております、和歌山県では本年6月1日現在の賃金の実態としまして、事業場の労働者5,474人分の回答を得て集計をしております。経済センサスの事業所情報では、調査対象業種、規模の労働者が県内に約13万9千人おりまして、回答を得た5,474人分のデータを、業種、規模ごとに約13万9千人まで復元したものでございます。

少しめくっていただきまして、6頁の各指数の状況を御覧ください。

大きく上半分は一般とパート労働者を合わせたもので、下半分はパート労働者のみとなっております。それぞれ業種ごとに第一・20分位数、第一・10分位数、第一・4分位数、中位数を示しております。資料の冒頭に定義は記載しておりますが、第一・20分位数とは労働者の賃金を低いものから高いものへと順に並べ、20等分した低い方から20分の1の順位に当たる数値です。

一般・パート合計、パートのみ、いずれも製造業、卸・小売業、宿泊業、飲食サービス業での第一・20分位数に、最低賃金ぎりぎりの929円が見られます。

次に7頁の賃金分布の棒グラフでございますが、令和5年の青の棒と令和6年の赤の棒を並べて表示しております。上下のグラフとも、959円までと1,000円台のところなどで一定のピークが見られます。

次に総括表を簡略化したものが10頁の表でございます。現行の最低賃金から1円上がるごとに影響率がどのように上がっていくかを表したものでございます。930円、950円などに該当労働者が多いので、そこを超えるごとに影響率が少し上がることがお分かりいただけると思います。

以上、簡単でございますが資料の説明とさせていただきます。

配付資料についての御質問がございましたら、この後の資料に関連する議題の中で伺いをいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題に入ります。

まず、議題1の部会長及び部会長代理の選出ですが、最低賃金法第24条の規定では、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することになっておりますが、当専門部会では従来から公益代表委員の互選により部会長及び部会長代理を選出して承認いただいております。今回もこの方法により選出していただく

ということによろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○事務局（谷本）

それでは公益代表委員で御協議いただきまして、選出をお願いしたいと思います。

○廣谷委員

公益代表委員においては、先日、会議において協議した結果、私が部会長を、部会長代理を岡田委員が担当するということになりました。

○事務局（谷本）

公益代表委員の方で御協議いただきまして、部会長に廣谷委員、部会長代理に岡田委員を選出させていただきました。

御意見等ございませんでしょうか。

〈意見等なし〉

○事務局（谷本）

なければ部会長を廣谷委員、部会長代理を岡田委員をお願いし、これ以降の議事の進行を廣谷部会長に引き継ぎいたします。

廣谷部会長、よろしくお願いたします。

○廣谷部会長

はい。よろしくお願いたします。それでは議事を進行したいと思います。

まず、当最低賃金審議会専門部会運営規程の確認をさせていただきます。議事を適正かつ円滑に進行するために、第1回審議会専門部会におきまして確認をしております。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）

それでは御説明させていただきます。資料2を御覧ください。

昨年度と同様で変更点はございません。

専門部会の運営に関わる主なものといたしましては、第5条の会議公開でございます。この条文では本専門部会は原則として公開と定められております。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権

利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合は会議を非公開にできると定められています。

次に第6条、議事録及び議事要旨でございます。この条文では議事録を作成し、議事録及び会議資料は原則として公開と定められています。ただし、会議を非公開とした場合であっても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求があった場合は、これらの法律に規定される不開示情報を除き開示することとなっています。議事録確認者の議事録への署名につきましては、令和3年度の運営規程の改正によりまして、議事録への署名の規定を廃止、各委員の代表が議事録を確認する運用となりましたので、後ほど議事録確認者を決めていただきたいと思います。

以上、運営規程の主なものにつきまして、説明をさせていただきました。

○廣谷部会長

ありがとうございました。

次に議題2、議事の進め方についてですが、専門部会では和歌山県最低賃金の審議を行います。特に金額審議の際には各委員間の率直な意見交換が行われることが重要であります。先ほど事務局から説明あったとおり、専門部会運営規程の第5条では、専門部会は原則公開となっており、同条ただし書きには、公開することにより委員の率直な意見交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、非公開にすることができるとされております。

開始からここまでの議事進行は公開となっていますが、委員の率直な意見交換、意思決定の中立性を確保するため同条ただし書きを適用し、第1回本審におきましても審議いたしました。公労使三者が集まって審議を行う場面については公開とし、公労、公使等の二者による個別審議につきましては非公開としたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○廣谷部会長

それでは、個別審議につきましては非公開といたします。

次に議題3、運営規程第6条による議事録確認委員等の指名であります。公益側は部会長が担当させていただきますが、部会長以外の労使委員につきましては、それぞれ1名を推薦いただき指名したいと思います。

労働者側どうですか。

○瀧地委員

はい。労側は私、濱地が担当させていただきます。

○廣谷部会長

使用者側どうでしょうか。

○児玉委員

はい。児玉が担当します。

○廣谷部会長

はい。では今お話しいただきましたお二人を指名させていただくことといたします。

議事要旨を作成する場合も確認をしていただく必要がありますので、よろしくお願いいたします。

次に生活保護との整合性について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）

はい。資料3を御覧ください。

中央最低賃金審議会の平成20年度目安答申で示されました、公益委員見解に基づく算出方法に基づき計算した生活保護と最低賃金の比較計算の資料でございます。生活保護の最新公表データが令和4年度ですので、令和4年度での比較となっております。比較するのは若年単身者ということで、生活保護では18から19歳の単身世帯のデータを使用します。

まず生活保護ですが、1、食費や被服費に充てるものとしての第1類費と、水道光熱費や家具什器費などに充てるものとしての第2類費を、県内地域による三つの級地ごとに人口加重平均して月額69,320円程度と算出します。

次に2、冬期の暖房費等に充てるものとしての冬期加算を1か月平均額に換算して1,096円程度と算出をします。

次に3、年末に増加する食費等を補填するための期末一時扶助費を、県内の級地での人口加重平均で月平均998円程度と算出をします。

これらを合わせて生活扶助費を月額71,414円程度と算出をします。

次に、住宅扶助費をその実績から1世帯当たりの月額として22,990円程度と算出し、これを生活扶助費に足し合わせて生活保護の月額を94,405円と算出をします。

これに対しまして最低賃金額ですが、令和4年度の和歌山県最低賃金である889円で、週40時間、月にして173.8時間を労働したと仮定した場合、月額に可処分額を算出するための係数0.807を掛けて、手取額を124,688円と算出します。

よって、最低賃金額が生活保護の水準を上回る計算結果となります。先ほどの本審でお配りしている中賃目安小委員会の別つづりの資料2にも、全国のデータがグラフで示されておりますので、こちらも御参照いただけたらと思います。以上です。

○廣谷部会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、御意見や御質問等ございますでしょうか。

〈意見等なし〉

○廣谷部会長

特にないようですので、次に議題5、金額審議に向けての意見等について、今年度の金額審議に向けての基本的な考え方、目標等について、労使から何か御発言があればと思いますが、いかがでしょうか。

まず、労働者側はいかがでしょうか。

○瀧地委員

はい。瀧地でございます。

まず事務局におかれましては多くの資料を御準備いただきましてありがとうございます。

私、瀧地から労働者側の基本的な考え方について述べさせていただきます。

まず去年は、春闘で得ました30年ぶりの成果を踏まえて、これまで以上の水準、いわゆる目安以上の水準を何とか取れないかということで、これをしないと地域間格差が縮まらない、何とか是正しなければ労働力不足を解消できないという話。さらに今の最賃が将来の和歌山を見据えて、経済を発展させていくための水準になっているのか、そういう意味からも私たち公労使の各委員は、ある意味責任を持って行動しなければならないということを、再三、再四主張をしましたが、結果として残念でありましたけども目安どおりの40円の結審ということになったところでございます。

そのうえで今年につきましても、考え方は変わりませんが、2024春闘の本部集計によりますと、率で5.1%、これ33年ぶりの高水準の賃上げ。さらに有期短時間契約労働者を見れば、5.74%、いわゆる一般組合員を上回る状況にあるということで、この賃上げの成果というものを我々は未組織労働者にも波及させていかなければならないと考えているところでございます。

一方、政府の骨太方針も示されてございますけれども、全国平均を2030年台半ばまでに1,500円とする目標、これも早い段階で達成というものも掲げ

られています。

そのような中で我々労働者側としましては、中賃の目安というものを尊重しつつ、ここであえて申し上げますが、尊重するということは50円で良いということではありません。近畿の中で最も低いこの和歌山の最低賃金を、最大限引き上げていきたいというふうに考えています。

特に今年の物価上昇というものは、今本当に歯止めが掛かってないという状況、そして実質賃金も20年以上も上がっていない。そのような中、最賃近傍で働いている人の生活がますます苦しくなっているということを意識しながら、議論してまいりたいというふうに考えているところでございます。

最後に労働者側としましては、まず全ての労働者、いわゆる県民、住民のためにも、10月1日の効力発生日というものを意識しながら努力していきたいと考えていますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○廣谷部会長

はい。ありがとうございました。

では使用者側からの御意見を申し上げます。

○児玉委員

はい。児玉の方から簡単にお話をしたいと思います。

先ほどもプラス50円という目安につきまして、本当にその地域の実情に合った、地域のデータに基づいた議論がされたのかなというふうに思っているところでもあります。ちょっと言ってみれば5%ありきで、いろんな数字を探してきてやったのではないかというふうに思います。

マスコミによりますと、政府主導で作られた数字ではなかったのかなというところで、労使共々、その真摯な議論が果たして本当にされたのかなというふうに思っているところでもあります。

今、我々を取り巻く経済環境について、簡単に触れていきたいと思うんですけども、コロナが収束した今になってですね、人手不足については更に逼迫をしてる、いろんな業種にそれも広がってきてるというふうに思っているところでもあります。

それから、いわゆる物価高に対することを言いますとですね、原材料高についてはいわゆる価格転嫁が一定進んできてるようには聞いているところではありますが、燃料費、労務費についての価格転嫁は実はなかなか難しいというようなことでありまして、結局、その中小零細企業の経営を非常に難しいものになっている状況というのは、引き続き見ていかないといけないなというふうに思っているところでもあります。

今、労務費についても上がっているということなんですけれども、昨年、また今年のその春の春季労使交渉という中で、相当無理をして、中小零細のところは無理をして上げてるなど。初任給なんかについてもですね、相当無理をして、言ってみれば身を削った中で賃上げをしてるということだと思います。言うまでもなく中小企業のその労働分配率っていうのは相当高くなってるってことで、大手さんのようにですね、余力があって賃上げしてるという状況ではないというふうには思っております。

そういうことを踏まえつつ、審議に当たっては、これ当たり前のことなんですけれども、やはりデータに基づいた審議をするということと、それから最賃法に定められた三要素の中から、やはり事業の賃金支払能力ということですね、使用者側の支払える能力が有るのか無いのか、その辺のことを我々としても注視しながら議論を進めたいなというふうに思ってるところであります。

影響率っていう話をしておきたいと思います。大幅な賃金アップにつきましてはですね、昨年も20%を超えるという話をさしていただいたんですが、今回の目安のような大幅なアップでありますと、更に20、恐らく22%だと思いますが大幅な影響率になる。それに対応する、スピーディーに対応できるのかどうかっていうことも含めて、企業側の対応力について非常に不安がある。結果としてですね、その人手不足もあいまって、いわゆる労働力の確保できない企業さんの倒産、廃業というようなことも危惧される場所であって、結果としてそれは雇用を失うということにつながるのではないかと、そんなことも注視しながら話をしていきたいと思っております。

最後に、資料をいただいているところで、いろんな支援策についての需要について、状況も、昨年、相当強くお話をしたところ、利用率も上がってきているように思いますが、更に使い勝手のいいものにしていただくような形でですね、何とかそれを乗り越えていくという支援については引き続きお願いしたいということと、年収の壁っていう問題もありますので、そういったことも含めて政府には要望していきたいというように思います。

付け加えて、この決着がですね、10月1日を目指しているということは重々承知をしておりますが、先ほどの紀州有田さんの要望にもありましたように、年内、年度内という形で、十分余裕をもった中で企業が対応できるようにというのが要望でございます。10月1日にこだわらない十分な審議をしていきたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○廣谷部会長

では、ただ今、労働者側の御意見、それから使用者側の御意見を伺いました。それを踏まえて公益委員の方から特に御意見はございますか。

○岡田委員

はい。御意見を伺いまして、ちょっとそれぞれお聴きしたいのはですね、私、去年はお休みだったんですけども、その前からやはり非常に、歴史的に見ればかなりイレギュラーな流れというふうになっているし、まあでもそれは必要があって政策的に中賃で行われているということではあると思うんですけど、特に今年はランクに差がなく一律全部50円っていうのはかなり異例のことで、ちょっと私も本当にびっくりしているわけなんですけども、そんな中でですね、やはりこういう状態が続く中では、双方からあったようなデータに基づくところがとても重要な点かなというふうに私も公益委員としては思っています。

そう意味で、もちろん特に使用者側委員の方にとってはまだ不足点はあるかと思うんですけども、今年の中賃の議論はですね、本当に細かくデータに、今までないくらいデータに基づいて行われているという印象があるのですが、三要素それぞれですね、生計費、賃金、支払能力について、和歌山には和歌山のデータがありますし、我々はそれに基づいて議論をするということにはなりますけども、労使それぞれ中賃のこのデータに基づく三要素の議論というのを、どのように評価してるのかということについて、お考えをお聴きしてもよいでしょうか。

じゃあ、すみません。

○濱地委員

はい。三要素のうちの児玉委員から発言のありました支払能力の件については、一部の会員さんが言っているからではなしに、具体的にどのような企業が、どんな経営状況で、どれだけの企業が最賃を上げることで経営難になって倒産してしまうのかといった、データをお示ししていただければというふうに思っているところがございます。加えて、時間当たりの賃金分布を見れば、最賃に張り付いているところが多いということですけども、これは支払能力とは別で、企業としてはできるだけ安い賃金を採用したいと、これはごく当たり前の話だというふうに思っています。その安い時間給を何とかするために、我々がここで県民、住民のために、何とかしてあげようではないかという気持ちで議論しているわけでありまして。要するに少しでも安心して生活のできる一つの保障として最賃を上げていくということなので、是非そういった考えでお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○児玉委員

倒産をする危惧をしているということでありましてですね、じゃあ例えば5

0円上がったらどれだけのその企業が倒産するかっていうようなデータについては持ち合わせをしておらないですが、コロナ後がですね、倒産が増えてる、廃業が増えてるということを知っていますので、恐らくまあ増えるのではないかと、上がることによってその厳しい経営になることには違いないというように思っていますが、それがどんだけ相関関係があつてついうところまではちょっと踏み込めたデータを持ち合わせてはおりません。

影響率についても見方によるんですけども、確かにその最低賃金が上がれば、それについての費用負担が当然増えるわけですので、同じように増えることに対する抵抗感が企業の方には相当強いものがあるついうのは、ちょっとこれについてもじゃあ何社がどうだ、どの業種がどうだついうような、ちょっとその分析は難しいんですけども、肌感覚としてやっぱり50円ついうのは大きいよねということについてはよく聞かれるところだと思います。

データに基づいてと言いながら、なかなかそのことについて、この数字だからこうなるんだついうのは、なかなかまあ難しい状況です。

三要素という話の時には毎度言つてることですけども、賃金調べですかね、いわゆる第4表ついうものがございますが、それぞれA、B、Cというふうに分類されて出ておるかと思ひます。今回の第4表の見方がですね、これもBランクですけども、AよりもB、BよりもCというところがこう高く出たので、データを基にしての議論がまあ中賃でされてるということですので、今回その50円が一律、A、B、C出てきたついうのは、その賃金上昇率が、従来ですとAが高くつですね、A、B、Cの順番になつてるものが今回その逆転をしてる。結果としてその50円ついうのが一律ではありますが、率に直すと正にその順位がC、B、Aというその順番の率になると。もし和歌山県がこの50円になったときには確か5.38だつたと思ひますが、5%で相当上回るのは、本県は今929円ですから、どうしても高めに出るとついう理解をしています。

○岡田委員

ありがとうございます。

ちょっと使用者側にもう一回事情をお聴きしたいんですけども、今日の本審の方の資料の7、中賃の目安の答申つですね。この中で三要素の賃金支払能力のところ3頁なんですけれども、その価格転嫁の話が出ていて、価格転嫁できついう、中小企業つについてつですね、すみません。中小企業・小規模事業者つについて価格転嫁できつているのが大体半分ぐらいで、でも一方つやっぱり半分、4割ぐらひはなかなか転嫁できつてない。全く転嫁できなかつたついうのが2割ついう二極化してついうこと。これがあれつですかね、えーとそうつですね。労務費に関してつやはり1割が価格交渉を必要と考へたができなかつたついうことで、全国的に見てもつちょっと中小企業のその価格転嫁の状況が割れてついるつ

ていうところなんですけど、これ和歌山に適用するとどんな状態になってんのか、もうだからその価格転嫁できないっていうボリュームが多くなるのか、全国と大体同じようなことなのか、そこはいかがですか。

○中島委員

やはりこの答申の中にありますけれども、二極化してるということで、まあ価格転嫁できてるところは、まあ大企業はもちろんでしょうけれども、中小企業なんかでの業種によっては対応できてることはありますけども、ただ全くできていないとか、あるいは更に下げざるを得ないと、もっと価格転嫁よりマイナスを強いられているところもあると聴いてございます。その定量的なものはないんですけれども、まあヒアリング的に聴いたものはございます。

○岡田委員

ありがとうございます。

後もう一つ支援策の方ですね。先ほど児玉委員の方からも一定評価するけれどもという言葉があったかと思うんですけれども。これは専門部会の資料でしたかね。資料の5の補助金、助成金の実績は専門部会の資料ですね。はい。専門部会の資料の資料5で補助金、助成金の実績が出ていて、令和3年度から令和6年度6月末までということで見てみると、あの結構こうぱっと見るとですね、キャリアアップ助成金が割と件数多くて、執行額も大きいというところがあって、一方で人材確保等支援助成金は件数も少ないというところがあるんですけれども、これは使用者側から見て先ほどもっと使い勝手が良いものについていう話があったんですけど、キャリアアップ助成金の使い勝手の良さってというのはいったい何なのか。人材確保等支援助成金じゃなくてもいいんですけど、何か使い勝手の悪いあの制度があれば、何か御紹介いただければと思うんですけど、いかがですか。

○中島委員

今すぐはちょっと答えられません。すみません。

○岡田委員

分かりました。

ちょっともしよろしければ次回また。あの次回はちょっと早過ぎますかね。分かんないですけども。ちょっと支援の策について何か少し、あっ、はい。労働局の方で何か御意見があれば。やってる、政策をやってる側として何かこっちの方がよく使われるのはなぜかみたいな分析があれば。

○事務局（谷本）

そうですね、具体的にはちょっとそれを取り扱っている部署が違いますんで、少し確認をさせていただきまして、また報告を。

○岡田委員

そうですね。多分、えーと金額の審議にはダイレクトには跳ね返ってこないと思うんですけど、結審するときの文言とかにちょっと影響してくるかなと思いますし、まあ割とその最低賃金の金額決定のところでは非常に重要な制度ということになるので、少しお調べいただいて、もしあの使用者側の皆さんも何か使っておられる企業側の御意見で、こっちを拡大してくれればいいのにみたいなどあれば、理由とかが分かると有り難いかなという気がします。はい。ありがとうございます。

○廣谷部会長

はい。ありがとうございました。

それでは、それぞれの意見を尊重しながら、次回からまた有意義な審議を行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では最後に議題6、専門部会審議日程等について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）

はい。それでは今後の審議日程等につきましてですね、説明をさせていただきます。

一番最後にお配りしております和歌山県最低賃金審議会日程案について御覧ください。

これでは一応。

○岡田委員

前回の資料ですかね。

○事務局（谷本）

すみません。もうちょっとお待ちください。

〈事務局が各委員に資料を配付〉

○事務局（谷本）

すみません。申し訳ございませんでした。

4月にお配りしたものからちょっと更新してまして、一応今日まあ26日なんですけども、それ以降、一応5回までというのを、8月1日までで一応ちょっと日程的に書かしていただいているというところなんです。先ほどお話ありましたけども、2日は第6回目で、5日の本審の前に7回目っていうのも少し調整ができるところはございます。

○廣谷部会長

これちょっと、予備日も残るといいますか。

○事務局（谷本）

今のところ、はい。皆さん。

○廣谷部会長

ここには出てないけども一応確保しとくと。

○事務局（谷本）

はい。そうです。

○廣谷部会長

はい。ではそれで。

○事務局（谷本）

よろしいですかね。

○廣谷部会長

御確認いただいて。

○事務局（谷本）

はい。今年度につきましては、当審議会案の開催予定でよろしいでしょうか。

○廣谷部会長

よろしいでしょうか。一応ここには載ってませんが、2日の10時と5日の13時ですか。

○事務局（谷本）

そうです。

○廣谷部会長

予備という形で確保いただくと。

○事務局（谷本）

はい。

○廣谷部会長

ということでよろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○廣谷部会長

はい。では議題、その他として何かありますか。

〈意見等なし〉

○廣谷部会長

事務局もよろしいでしょうか。

○事務局（谷本）

はい。次回そうしましたら7月29日月曜日に10時から開催ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○廣谷部会長

はい。よろしくお願ひします。

○事務局（谷本）

それと後、特別小委員会の方も第2回目、7月29日なんですが、この後11時から予定をさせていただくということにさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

はい。ありがとうございます。

○廣谷部会長

はい。では他にないようですので、本日は予定した議事は以上ですので、本日の会議はこれで終了したいと思ひます。

どうもありがとうございました。